

南越前町告示第76号

南越前町PRロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南越前町PRロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの図柄及び色は、別記南越前町PRロゴマークデザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は南越前町(以下「町」という。)に帰属する。

(使用許可基準)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、営利又は非営利を問わず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 町の観光資源の魅力の創造・発信の促進、普及又は啓発に寄与すること。
- (2) 町民及び観光客へのおもてなし行為の促進、普及又は啓発に寄与すること。
- (3) 社会的課題を解決する行為の促進、普及又は啓発に寄与すること。

(使用届出書の提出)

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、ロゴマーク使用届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に必要事項を記入し、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 地方公共団体が使用する場合

- (2) 一般社団法人南越前町観光連盟、南越前町南条観光協会、一般社団法人南越前町今庄観光協会、南越前町河野観光協会が使用する場
合
- (3) 南越前町商工会が使用する場
合
- (4) 町が参画、共催又は後援している事業に係る実行委員会等が使
用する場
合
- (5) 報道関係機関が報道目的で使用する場
合
- (6) その他町長が届出書の提出を要しないと認めた場
合

(使用許可)

第6条 町長は、前条に規定する届出書の提出があったときは、その内容を
審査し、適当と認めるときは、ロゴマークの使用を許可する。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、以下の事項
を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた用途以外に使用しないこと。
- (2) マニュアルを守り、ロゴマークを改変しないこと。
- (3) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡又は貸与しな
いこと。
- (4) ロゴマークを使用した成果物(完成品又は写真等)を遅延なく町
長に提出すること。

(使用目的の変更届出書の提出)

第8条 使用者が許可された内容について変更する場合は、ロゴマーク使用
変更届出書(様式第2号。以下「変更届出書」という。)を町長に提出しな
なければならない。

2 町長は、前項に規定する変更届出書の提出があったときは、その内容を
審査し、適当と認めるときは、変更を許可する。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の差し止め)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使
用者に対してロゴマークの使用を差し止めすることができる。

- (1) この告示に違反して使用した場合

- (2) 届出書及び変更届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (3) 町及び町の観光資源の品位を傷つけたとき又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用したとき又は使用するおそれがあるとき。
 - (5) 法令や公序良俗に反したとき又は反するおそれがあるとき。
 - (6) 特定の個人、政党、宗教団体を支援したとき又は支援するおそれがあるとき。
 - (7) その他使用継続が不適當であると認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
 - 3 町長は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することが出来る。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークは、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではなく、ロゴマークを使用した物、施策又は活動等に関する事故又は苦情等が発生した場合は、使用者が速やかに対処する責任を負い、町長は一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第12条 町長は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 町長は、ロゴマークの使用の承認の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

附 則

この告示は、令和5年12月5日から施行する。

南越前町PRロゴマーク マニュアル



山_{SAN}海_{KAI}里_{RI}のくに
福井|南越前町

南越前町観光まちづくり課

令和4年12月

南越前町 PR ロゴマークは、南越前町の魅力を広く PR するために制作されました。このロゴマークを正確に効率よく県内外に発信するために、本マニュアルにおいて必要な事項をまとめています。ロゴマークの使用にあたっては、本マニュアルを参照して、南越前町の意向に沿うよう留意してください。

デザイン



山^{SAN}海^{KAI}里^{RI}のくに
福井南越前町

南越前町は、豊かな緑に包まれた山々、海の幸に恵まれた日本海、文化や歴史に育まれた里があり、「山・海・里」という三つの「幸」がそろった町です。この南越前町を、山あり、海あり、里ありの一つの国として考え、世界観を訴求することをコンセプトとしてデザインを制作しました。書体は視認性の高い「見出しゴシック」を使用し、デザインでは「国」をモチーフに国旗を表現しています。

■縦置き(推奨)



山^{SAN}海^{KAI}里^{RI}のくに
福井南越前町

C65% M0% Y40% K10%
R72 G176 B160

C65% M20% Y0% K10%
R76 G155 B207

C0% M55% Y20% K10%
R225 G136 B151

K100%
R35 G24 B21

■横置き



山^{SAN}海^{KAI}里^{RI}のくに
福井南越前町

■モノクロ使用



山^{SAN}海^{KAI}里^{RI}のくに
福井南越前町



山^{SAN}海^{KAI}里^{RI}のくに
福井南越前町

K100%
R35 G24 B21

■ロゴマークのみ使用



■キャッチコピーのみ使用

山^{SAN}海^{KAI}里^{RI}のくに
福井南越前町

余白、使用サイズ、使用禁止例

ロゴマークデザインの視認性を考慮して、使用最小サイズを規定します。また、背景のデザインによって視認できない場合は、視認性が良くなるように背景色を変更して使用してください。

■使用最小サイズ



■余白



ロゴマークの周辺には、ロゴマークの幅 1/4 程度の余白を設け、文字などを近づけすぎないでください。

■背景

ロゴマークの一部または全部の視認性が著しく悪くなるような色及びパターンの背景上では使用しないでください。



(例)



背景に色を敷く場合は、ロゴマークを白抜きで使用してください。

□ C0% M0% Y0% K0%
R255 G255 B255

■使用禁止例

下記のような方法では使用しないでください。

× 既定の色の変更



× レイアウトの変更



× 比率の変更



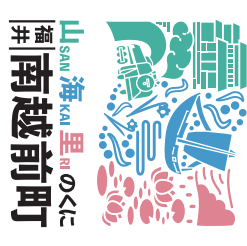
× 変形



× 反転



× 回転



× 書体の変更



× アウトラインでの使用



× 影付き・立体表示



× 白フチ



× 他の要素との交差・近接



× 欠け



× 視認性が低い使用



× ロゴの一部のみの使用



× 半透明での表示



× コピーの変更



使用例

ロゴマークは、南越前町及び南越前町の観光資源を広く発信するために、あらゆる媒体で使用することができます。

■名刺



■のぼり



■シール



■うちわ



■Tシャツ



■その他

- 各種広報物(チラシ、広報誌)への活用
- 各種WEBサイトやFacebookなどSNSでの活用
- ノベルティ(クリアファイル/紙袋/トートバック/バッジ)など